厚生労働大臣認可 労働保険事務組合 第266号

組合報ものみ

編集・発行/京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所 〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

令和 5年 1月

年頭のごあいさつ 京都府知事 西脇 隆俊

「あたたかい京都づくり」へ邁進

あけましておめでとうございます。府民の皆さまにおかれましては、つつがなく新しい年をお 迎えのこととお慶び申し上げます。

新型コロナとの闘いも3年になろうとしています。長きにわたり感染防止対策に取り組んでいただいている皆さま、そして、医療従事者をはじめ関係の皆さまに、心から感謝と敬意を表します。

昨年は新型コロナの拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や世界的な物価高、さらに記録的な円安などに見舞われ、今も社会生活への甚大な影響が続いています。こうした情勢の中でも安心して豊かに暮らし、将来に向かって夢を抱くことができるよう、「あたたかい京都づくり」を進めていくことを決意し、総合計画を1年前倒しして改定しました。同計画に基づく施策を令和5年度当初予算に盛り込みます。

「時が物事を変えると人は言うが、実際は自分で変えねばならない~They always say that time changes things, but you actually have to change them yourself~」。これは米国の芸術家アンディ・ウォーホルの言葉です。今年3月、いよいよ文化庁が京都で業務を開始し、明治維新以来初の中央省庁移転が実現することとなりました。彼が言うように、この歴史的な出来事が私たちに何をもたらすかではなく、私たちがこの機会をどう活かしていくかが問われます。「文化の都・京都」の実現に向け、国と地方が連携して日本各地の文化に光を当て、世界へ発信し、ここ京都から新たな文化の潮流を起こしたいと考えています。

この他、「社会で子どもを育てる京都」の実現に向け、子育て環境日本一の取り組みを進化させてまいります。また、京都の強みである大学の「知」と学生の「力」を積極的に地域や企業に取り入れ、京都の活力を生み出してまいります。そして新名神高速道路開通や、大阪・関西万博開催などの好機を活かし、京都の発展に取り組んでまいります。

今年は卯年です。その愛らしい姿と温厚な性質で「家内安全」を、跳躍する姿で「飛躍」を象徴するウサギの年にふさわしく、皆さまと共に「あたたかい京都づくり」へ邁進してまいる所存です。

今年一年の皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。

経審再審査

建設業法施行規則の一部改訂に伴い、令和5年1月1日より経営事項審査(経審)の以下の項目について変更がされています。今回の改正に伴い、改正前の旧基準で審査済みの審査結果を、改正後の新基準で再計算を行う再審査が行われます。再受審は今回改正に係る部分のみ行われ、それ以外の箇所については修正できません。再審査は任意で、すでにお持ちの結果通知書は従来通り、審査基準日(決算日)より1年7か月有効です。(再審査を行った場合、結果通知書のP点は更新されますが、有効期間に変更はありません。)また、入札参加資格申請への反映については各自治体へお問合せください。

【再審査期間】京都府知事許可:令和5年4月28日(金)まで大臣許可:令和5年4月30日(日)まで滋賀県知事許可:令和5年5月1日(月)まで

【改正内容】

- ① ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)「えるぼし認定」「くるみん認定」「ユースエール認定」を受けているか
- ② 建設機械の保有状況(追加) 新たに「ダンプ車(土砂運搬可)」「高所作業車」「締固め用機械」「解体用機械」が追加
- ③ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 エコアクション 21 の登録の有無
- ※弊所にて経審を申請させて頂いている業者様については、先日すでにご案内を送付しております。 詳細についてはそちらをご確認いただくか、お電話いただけますと幸いです。

簡易的ではありますが再審査に伴うP点の計算も行っておりますのでお気軽にお声がけください。

建設業経理事務士

経審における「建設業経理士」は、現在は"建設業経理士 1・2 級合格"又は"登録建設業経理講習を受講し合格"した年度の翌年度開始日から 5 年経過していない方が加点対象となっておりますが、平成 29 年 3 月 31 日以前に 1・2 級の建設業経理士に合格している方については経過措置として令和 5 年 3 月 31 日まで登録建設業経理講習を受けていなくても加点対象となっております。しかし経過措置期間が終了した後には、期間内に合格又は講習受講・合格していなければ加点対象とすることができません。

決算による変更届は義務

《建設業法第11条第2項》により、建設業許可を受けた建設業者は、毎年決算終了後4ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去5年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。

弊所へ建設業許可申請・経営規模等評価申請(経審)をご委託頂いている業者様へは適時ご案内をお送りしており、決算報告書や工事経歴書などを頂戴した後、弊所より提出をさせていただいております。

工事経歴書については弊所ホームページにてエクセル入力が出来る様式も掲載しておりますので、是非ご 活用ください。(経審の受審の有無により様式が少し異なりますので該当の様式をご利用ください。)

令和5年度技術検定スケジュールク

技術検定試験は、建設業法第27条及び第27条の2の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関が実施しています。試験日程や受検資格などの詳細については、指定試験機関のホームページにてご確認ください。

▷(一社)日本建設機械施工協会

建設機械施工管理・・・03-3433-1575

▷(一財)全国建設研修センター

土 木 施 工 管 理···042-300-6860 管 工 事 施 工 管 理···042-300-6855 電気通信工事施工管理···042-300-0205 造 園 施 工 管 理···042-300-6866 ▷(一財)建設業振興基金

建 築 施 工 管 理···03-5473-1581 電気工事施工管理···03-5473-1581 〇令和5年度の1級技術検定のスケジュール

(令和4年12月16日付けの官報に掲載)

	第一	次検定		第二次検定			
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表	
建設機械	2月15日~3月31日	6月18日**1	7月31日	2月15日~3月31日	8月下旬~ 9月中旬頃※2	11月16日	
土木	3月17日~31日**3	7月2日	8月9日	3月17日~31日**3	10月1日	翌年1月12日	
建築	1月27日~2月10日**3	6月11日 7	7月14日	1月27日~2月10日**3	10月15日	翌年2月2日	
電気工事	1,927H~2,910H ²		7 H 14 D				
管工事							
電気通信工事 5月8日~22日 ^{※3}		9月3日	10月5日	5月8日~22日*3	12月3日	翌年3月6日	
造 園							

〇令和5年度の2級技術検定のスケジュール

(令和4年12月16日付けの官報に掲載)

				(10 IA : 1 1 J III I I I I I I I I I I I I I I I			
		第一次検定·第二次検定					
		申込受付	試験日	合格発表			
24	74.00.10.14	2月15日~3月31日	6月18日※1	7月31日(第一次検定)			
建設機械	政領域		8月下旬~9月中旬※2	11月16日(第二次検定)			

	前期(第一次検定)			後期(第一次検定・第二次検定)			
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表	
土木	3月1日~15日	6月4日※3	7月4日	7月5日~19日※4	10月22日	11月30日 (第一次検定) 翌年2月7日 (第二次検定)	
建築	1月27日 ~2月10日	6月11日	7月14日	7月14日~28日 ※4	11月12日	12月22日(第一次検定) 翌年 2月 2日(第二次検定)	
電気工事							
管工事		6月4日	7月4日	7月11日~25日 ※4	11月19日	翌年1月5日(第一次検定) 翌年3月6日(第二次検定)	
電気通信工事							
造 園							

. . 0

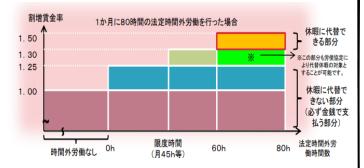
時間外労働っ

労働者が健康を保持しながら、労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、1 か月に 60 時間を超える法定時間外労働について使用者は 50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。現在、中小事業主への適用は猶予されていますが、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止されるため、これ以

降は時間外労働が月 60 時間を超える部分については 50%以上の割増賃金を払わなければなりません。

月60時間の法定時間外労働の算定には、法定休日に行った労働は含まれませんが、それ以外の休日に行った法定時間外労働は含まれます(法定休日に労働させた場合は35%以上の率で計算した割増賃金を支払うこととなっています)ので、法定休日とそれ

以外の休日はあらかじめ明確に分けておくことが望まれます。



厚生労働省:改正労働基準法のポイント より

例)深夜(22:00~5:00)の時間帯に1か月 60 時間を超える時間外労働をさせた場合 「深夜割増賃金(25%以上)」+「時間外割増賃金(50%以上)」=75%

また、事業場で労使協定を締結すれば、時間外労働が月60時間を超えた場合に、割増賃金率が25%以上から50%以上に引き上げられた部分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与することが出来ます。

代替休暇は、1日または半日単位で時間外労働が1か月60時間を超えた当該1か月の末日の翌日から2か月以内に与えることとされています。期間内に取得されなかった場合でも、割増賃金支払い義務はなくなりません。当然のことながら、代替休暇として与える予定であった割増賃金分を含めたすべての割増賃金額を支払う必要があります。

労災保険

労働者災害補償保険(労災保険)は従業員がひとりでもいる場合には、正社員やアルバイト・パートなどの職種を問わず加入しなければなりません。労働局、労働基準監督署またはハローワークから指導を受けたにもかかわらず手続きを行っていない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際手続きを行っていなかった過去の期間についても遡って徴収するだけでなく、併せて追徴金も徴収されます。また労働災害(労災)が発生した場合には保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部が徴収されます。

・・労災保険制度とは・・

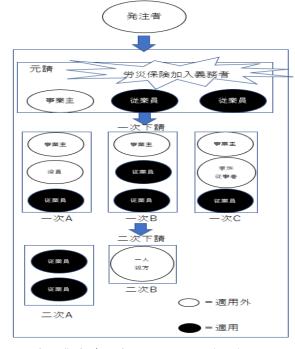
労働者が業務上又は通勤により負傷・病気・死亡の場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

- ○主な労災保険の補償○
- ① 療養(補償)給付 業務災害や通勤災害による傷病について療養する場合
- ② 休業(補償)給付 業務災害や通勤災害による傷病の療養のため労働することが出来ず、賃金を受け取ることが出来ない 日が4日以上に及ぶ場合
- ③ 障害(補償)給付 業務災害や通勤災害による傷病が治癒した後、障害等級いずれかに該当する障害が残った場合

○お願い○

施主より発注される工事現場の労災保険加入義務者は元請業者となっておりますが、適用を受けられるのはこの現場で働く元請・下請の労働者のみであり、事業主(事業主の同居親族含む)はもちろん会社役員も原則労災保険の適用を受けられません。現在、労災保険に加入している法人および個人事業所であっても事業主・役員が自ら現場に従事することがある場合は特別加入制度以外には保護がありません(下請の場合も同じです)ので特別加入未加入の場合は加入をお勧め致します(労災保険の特別加入制度は、厚生労働省の認可を受けた労働保険事務組合を経由しなければ加入が出来ません)。

また自社だけでなく現場において、労災保険に特別加入されていない特別加入制度対象者が居られる場合は、保険加入を促進していただけますと幸いです。お声がけいただけましたら説明に伺わせて頂きますので是非ご一報ください。



京都建設業事務組合 TEL: 075 (411) 4848

お知らせ

令和5年度申請分の競争入札参加資格審査申請については、おおよその申請が完了いたしました。お忙しい中、書類のご準備等ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。

尚、受付期間が2月以降となる申請先・決算月により異なる行政などの競争入札参加申請提出については時期が参りましたらご対応をお願いする場合がございますがご了承ください。

例) 亀岡市/京丹後市/与謝野町/精華町《物品》/各土地改良区・・・等